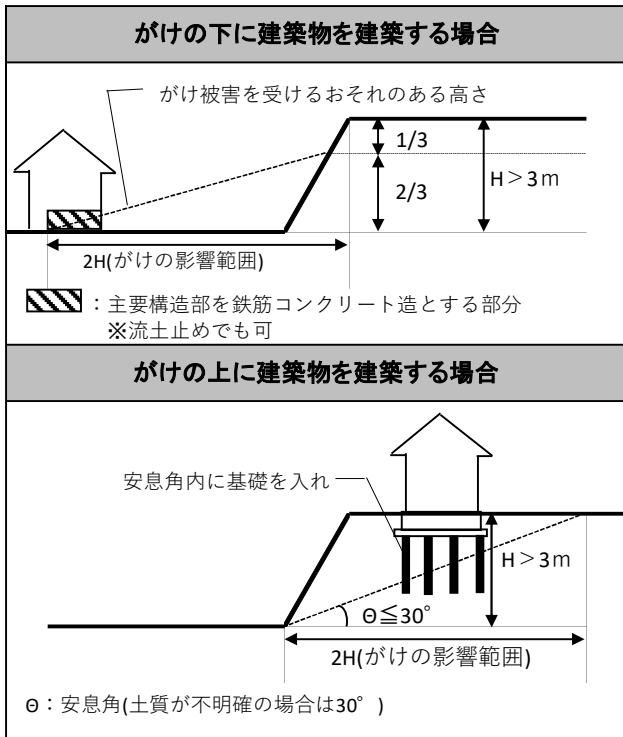


# 小田原市建築基準条例よくある主な質問

## がけ付近の制限対象建築物(条例第5条)

がけ=高さ3mかつ勾配30°を超えるもの(該当なければ対象外)



※検査済の擁壁等により、安全上支障ない場合は適用除外。

## 路地状敷地(階数が3以上の建築物)(条例第6条)

路地状長さ	幅員
20m以下	2m
20mを超える	3m

※2階建ての戸建住宅は対象外。

※特殊建築物、大規模建築物、長屋は右表を参照。

## 接道長さ(条例第7条、第9条)

建築物	用途に供する床面積	接道長さ
特殊建築物	100㎡を超え200㎡以下	3m
	200㎡を超え500㎡以下	4m
	500㎡を超え1,000㎡以下	5m

※対象用途：共同住宅、児童福祉施設、店舗等

建築物	床面積	接道長さ
大規模建築物	1,000㎡を超える	6m

※複数建築物がある場合は合計面積。

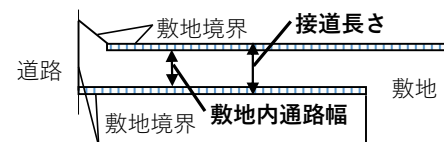
建築物	床面積	接道長さ
長屋	階数3又は200㎡を超える	敷地内通路が確保できる接道長さ

## 敷地内通路の幅員(条例第16条、第19条)

建築物	用途に供する床面積、戸数	有効幅員
共同住宅 (寄宿舎 下宿)	100㎡以下	1.5m
	100㎡を超え300㎡以下	2m
	300㎡を超え500㎡以下	3m
	500㎡を超える	4m
長屋	2戸以下	2m
	3戸以上	3m

※原則青空空地。駐車スペースは含まない。

※階数3以下で延べ面積200㎡未満は有効幅員90cm。

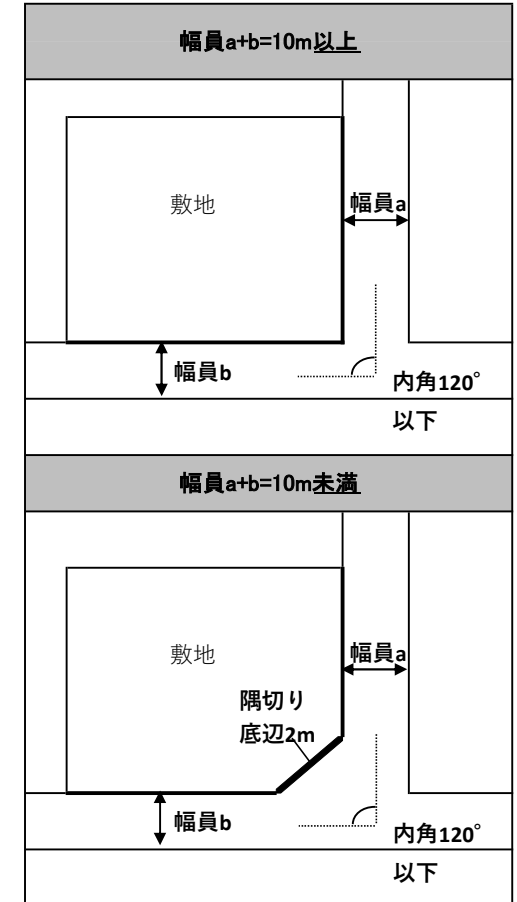


## 角地緩和(規則第18条)

・幅員 $a+b=10m$ 以上

(幅員 $a+b=10m$ 未満は底辺2m隅切り)

・敷地境界線の3/10以上が道路境界



※上記の内容はあくまでも概略であり、よくある主な質問です。

設計の際、詳細についてはHPもしくは右のURLの小田原市建築基準条例をご確認ください。

